

第24 一の少量危険物貯蔵・取扱所

1 趣旨

本運用は、指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いに係る条例の適用に際し、敷地又は棟の部分単位とした危険物の貯蔵・取扱い数量の算定方法及びその要件等を定めたものである。

2 用語の意義

(1) 少量危険物貯蔵・取扱所

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

(2) 少量危険物貯蔵・取扱所等

指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。

3 危険物の貯蔵・取扱い数量の算定について

(1) 屋外における場合

原則として敷地を単位として行うこと。ただし、施設等相互の距離が6メートル以上（条例第31条の3第2項第1号の空地を含む。）確保されている場合又は耐火建築物若しくは厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造の塀等（これと同等以上の強度を有する構造のものを含む。）で防火上有効に隔てられている場合は、施設等ごとに算定することができるものであること。

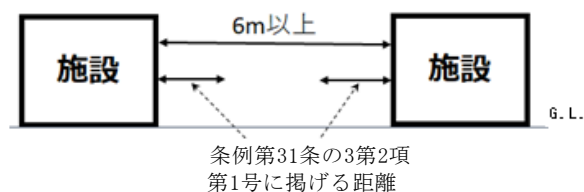


図 3 - 24 - 1

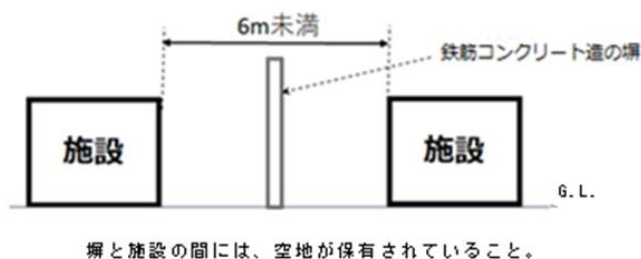


図 3 - 24 - 2

(2) 屋内における場合

原則として棟を単位として行うこと。ただし、次のものについては、ア又はイに示す部分を単位として行うことができるものであること。

なお、一の棟に少量危険物貯蔵・取扱所等が複数設置される場合については、ウにより指導すること。

ア 不燃区画が形成されている部分

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が、出入口（防火設備が設置されているものに限る。）以外の開口部（防火ダンパー等を設けた換気ダクトを除く。）を有しない不燃材料（網入りガラス以外のガラスを除く。）の壁、柱、床又は天井で他の部分と区画されていること。

なお、当該不燃区画が形成されている少量危険物貯蔵・取扱所は、原則として、隣接させることはできないものであること。

(イ) 不燃区画を貫通する配管等については、原則として認められないが、区画貫通処理を行うことにより、必要最小限の範囲で認めて差し支えないこと。

(ウ) 可燃性の蒸気を発生するおそれのある危険物（引火点40度未満の危険物及び引火点40度以上の危険物のうち引火点以上の状態にあるものをいう。以下同じ。）を貯蔵し、又は取り扱う部分の出入口には、随時開けることができる自動閉鎖の防火設備が設けられていること。

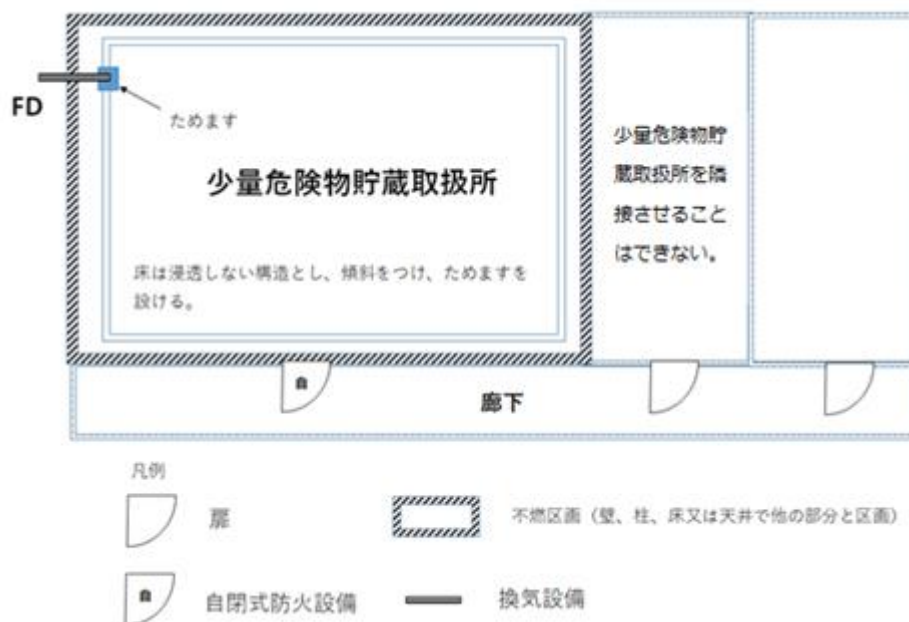


図 3-24-3

イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備が設置される部分

(ア) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備※（危険物を移送するための配管を除く。）の周囲に3メートル（油圧装置、放電加工機等の装置において潤滑油、作動油等（引火点70度以上の第4類の危険物に限る。）を引火点未満の温度で貯蔵又は取り扱う設備については1.5メートル）以上の空地が保有されていること。ただし、当該施設から3メートル（1.5メートル）未満となる建築物の壁（出入口（随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。）以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の空地が保有されていれば足りるものであること。

なお、危険物を貯蔵し、又は取り扱う設備を複数設置する場合は、相互の空地が重ならないように保有する必要があること。

※ 固定されたもの又は使用形態上容易に移動できないものをいう。

(イ) 設備上部は「周囲」に含まれないが、設備及び周囲の空地の上部には、可燃物が存しないこと。また、屋根又は天井は不燃材料で造られていること。

(ウ) 空地はペイント、テープ等で明示されていること。

(エ) 本形態においては、条例第31条の3の2第1号から第3号の規定について適用しないこと（第3号にあっては危険物が外部に流出しない構造の設備に限る。）。

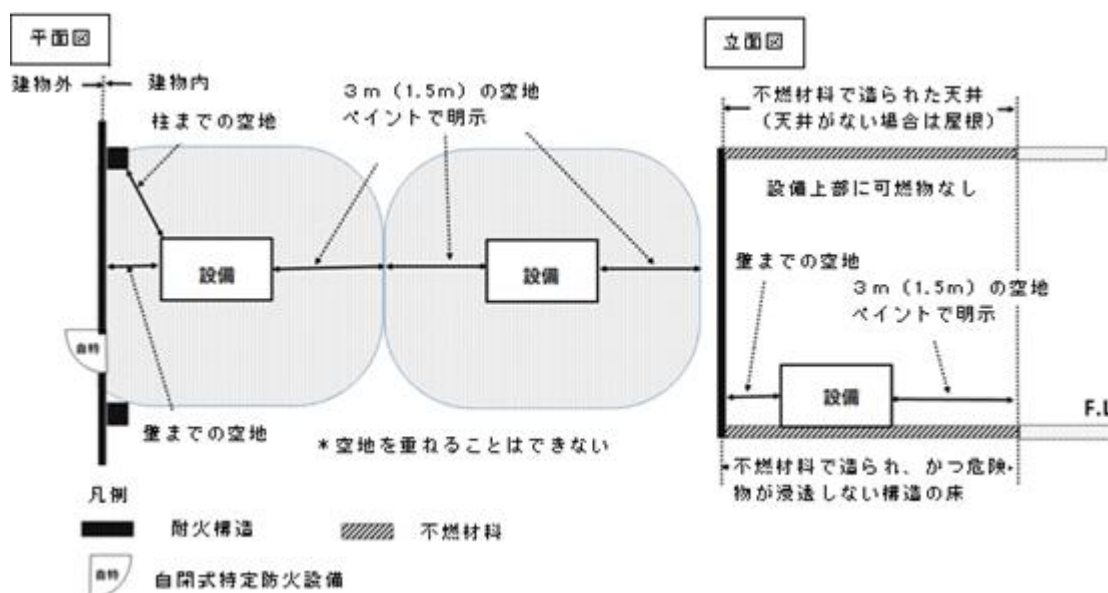


図 3-24-4

ウ 複数の少量危険物貯蔵・取扱所等を設置する場合の安全対策

(ア) 階ごとの数量規制

階ごとに算定した場合において、指定数量未満となるよう指導すること。

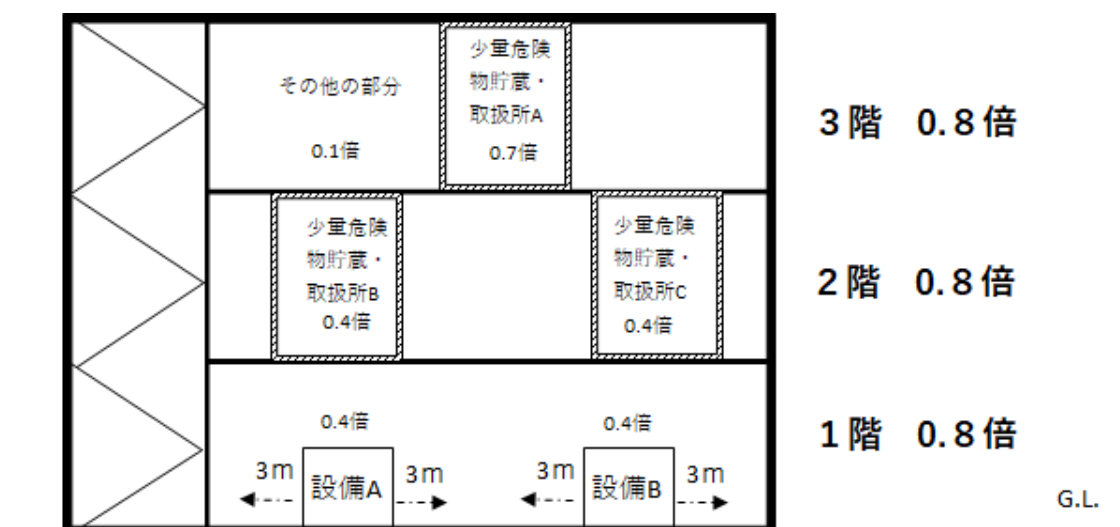


図 3 - 24 - 5

(イ) 消火設備等の強化

一の階における危険物の総量が指定数量以上となるものについては、法第17条の規定によるほか、少量危険物貯蔵・取扱所等の各部分からの歩行距離が30メートル以下となるように、当該危険物に適応する第4種の消火設備(大型消火器)を設置するよう指導すること。

また、複数の階において指定数量を超える階が存する場合など、一の棟における危険物の総量が著しく多くなる場合については、予防課と協議した上で、第1種から第3種の消火設備の設置や厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の壁又は床による区画の形成等により安全対策を講じるよう指導すること。

なお、付加設置した消火設備については、法第17条の3の3に準じて点検を実施するよう指導すること。

(3) その他の場合

ア タンクにより貯蔵し、又は取り扱うもの

原則としてタンクを単位として行うほか、次によること。

(ア) タンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）

複数のタンクを設ける場合において、タンク相互の距離が1メートル以上（条例第31条の3第2項第1号の空地を含む。）確保されているものについて

は、タンクごとに算定することができるものであること。

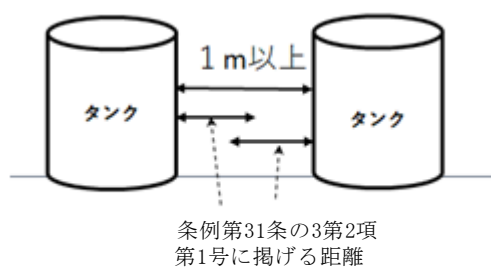


図 3 - 24 - 6

(イ) 地下タンク

地下タンクごとに算定すること。ただし、次の場合は2基以上の地下タンクを一の地下タンクとして算定すること。

a 同一のタンク室内に設置されている場合

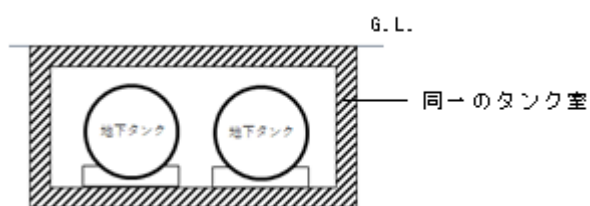


図 3 - 24 - 7

b 同一の基礎上に設置されている場合

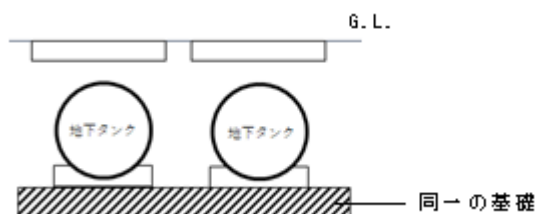


図 3 - 24 - 8

c 同一のふたで覆われている場合

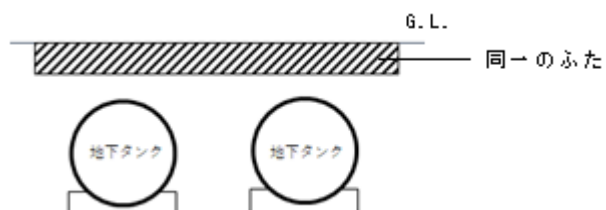


図 3 - 24 - 9

イ 屋上における場合

屋上ごと（同一の建築物に連続しない屋上が２以上ある場合は当該部分ごと）に算定するほか、３（１）ただし書によることができるものであること。

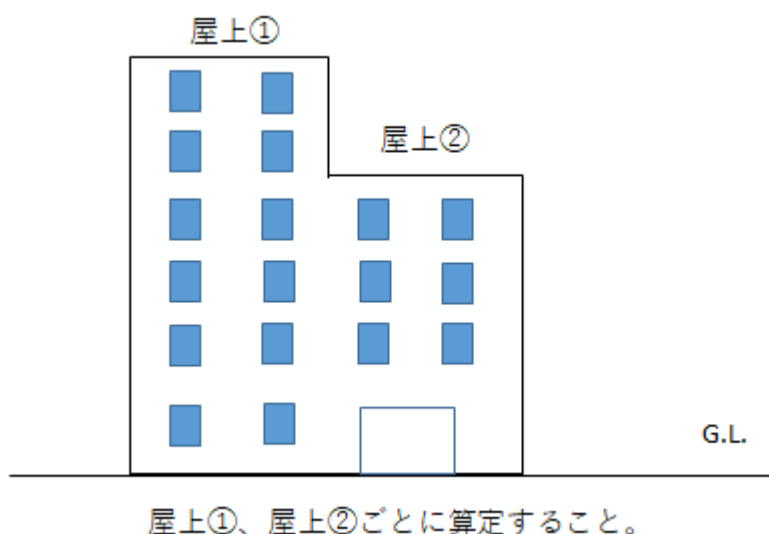


図 3－24－10

ウ 屋外のイベントにおいて危険物を取り扱う場合

イベント会場ごとに算定するほか、第３．（１）ただし書によることができるものであること。

なお、３（１）ただし書による場合は、イベント主催者等からの届出において、イベント会場における全ての危険物の貯蔵・取扱いに係る事項が明確にされている必要があること。

エ 建築物に設置する免震用オイルダンパーにより危険物を取り扱う場合

危険物が密閉状態で封入されている構造で、指定建築材料として国土交通大臣に認定されているものについては、免震オイルダンパー１台ごとに算定すること（平成28年３月23日消防危第42号関係）。

オ リチウムイオン蓄電池を箱に収納して貯蔵する場合

電解液量の総量が指定数量未満の蓄電池を、出入口（厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料で造られたものに限る。）以外の開口部を有しない厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の性能を有する材料で造られた箱に収納し、当該箱を複数置く場合にあっては、設置場所にかかわらず、当該箱を一の貯蔵場所として数量を算定すること（平成23年12月27日消防危第303号関係）。

4 留意事項等

- (1) 一の棟において、危険物の総量（３（３）エ及びオを除く。）が指定数量以上となるもののうち、製造所等に対して適用される指定数量の倍数、建物構造、床面積、階数などの制限（法第10条第４項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準）を考慮し、火災危険性が高くなるものや消防活動上支障となると認められるものについては、法第10条第１項に規定する製造所等として計画するよう指導すること。

なお、火災危険性が高くなるものや消防活動上支障となると認められるものの例としては、次のものが考えられる。

ア 危険物を貯蔵する場所の床面積の合計又は指定数量の倍数の合計が危険物令第10条第３項に規定する屋内貯蔵所の上限を超えるもの

イ １階又は２階以外の階に危険物を貯蔵する場所が複数設置されるもの（危険物令第10条第３項関係）

ウ 少量危険物貯蔵・取扱所等の床面積の合計が、貯蔵又は取扱いの形態に応じ、著しく消火困難な製造所等となる面積以上のもの（危険物規則第33条関係）

- (2) 危険物令において地階への設置が認められている発電機等以外の形態の少量危険物貯蔵・取扱所については、地階に複数設置しないよう指導すること。（危険物令第９条第１項第４号、危険物規則第28条の57第２項、第３項等関係）

- (3) 運用に際し、条例に規定する技術上の基準によることが前提となることに留意すること。

- (4) 貯蔵し、取り扱う危険物の類、品名等の種類についての制限はないが、条例第31条の７によるほか、類の異なる危険物を近接して保管しないことなど安全性を十分に確保するよう指導すること。

- (5) 部分規制の製造所等と少量危険物貯蔵・取扱所がそれぞれの技術上の基準に適合する場合は、一の棟に併設することができること。

5 既存施設の取扱い

現に条例第46条に基づき届出されている少量危険物貯蔵・取扱所のうち、本運用に適合しないものに係る技術上の基準については、本運用にかかわらず、なお従前の例によること。